

登録木材関連事業者ロゴマーク使用規程

(制定) 令和 7 年 9 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 本規程は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）に基づく木材関連事業者の登録制度に係る登録木材関連事業者ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものです。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別紙登録木材関連事業者ロゴマークガイドライン（以下「ロゴガイドライン」という。）に掲げるものとします。

(使用者・使用申請・使用目的・使用期間)

第 3 条 ロゴマークを使用できる者（以下「使用者」という。）は、以下のとおりとします。

- 一 法に基づく主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）から登録を受けた木材関連事業者（以下「登録木材関連事業者」という。）
- 二 林野庁、経済産業省及び国土交通省（以下「主務官庁」という。）
- 三 登録実施機関
- 四 その他主務官庁が認めた森林・林業・木材産業関連団体

2 ロゴマークの使用申請は、使用者の区分に応じて以下のとおりとします。

- 一 使用者が前項第 1 号から第 3 号に該当する場合（登録木材関連事業者、主務官庁、登録実施機関） 不要
- 二 森林・林業・木材産業関連団体が使用を希望する場合 事前の使用申請が必要

3 ロゴマークの使用目的は、使用者の区分に応じて以下のとおりとします。

- 一 使用者が第 1 項第 1 号に該当する場合（登録木材関連事業者） 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）に定めのある措置を適切かつ確実に講じている事業者であることを表明するためにロゴマークを使用するものとします。
- 二 使用者が同項第 2 号から第 4 号に該当する場合（主務官庁、登録実施機関、その他主務官庁が認めた森林・林業・木材産業関連団体） 法に基づく木材関連事業者の登録制度を周知することを目的として使用するものとします。

4 ロゴマークの使用期間は、使用者の区分に応じて以下のとおりとします。

- 一 使用者が第1項第1号に該当する場合（登録木材関連事業者） 登録実施機関から受けた登録の有効期間
- 二 使用者が同項第2号に該当する場合（主務官庁） ロゴマークが廃止されるまで
- 三 使用者が同項第3号に該当する場合（登録実施機関） 主務大臣から受けた登録の有効期間
- 四 使用者が同項第4号に該当する場合 主務官庁が認めた期間

（使用方法）

- 第4条 使用者は、名刺、納品書、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、電子メール又はウェブサイト等でロゴマークを使用することができます。なお、第8条第1項第4号のとおり、木材・木材製品やその包装資材に直接ロゴマークを表示させることはできません。
- 2 ロゴマークのデザイン、色等は、ロゴガイドラインに指定しています。ロゴマークを正しく使用できるよう、事前に必ず同ガイドラインをご確認ください。なお、ロゴマークの使用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

（使用料）

- 第5条 ロゴマークの使用料は、無料とします。

（使用に関する権利等）

- 第6条 ロゴマークの使用に関する一切の権利や、ロゴマークに関する著作権、商標権その他の知的財産権は、林野庁に帰属します。

（使用者の遵守事項）

- 第7条 使用者は、関係法規、本規程、ロゴガイドライン及びその他主務官庁が随時定める規則類を厳格に遵守するとともに、第3条第3項のロゴマークの使用目的を逸脱した使用をせず、かつ、第8条に規定する禁止行為を行わないよう細心の注意を払うものとします。
- 2 使用者は、第三者がロゴマークの著作権、商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに林野庁林政部木材利用課に通知するものとします。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については、対応を林野庁林政部木材利用課と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、当該使用者が負担するものとします。
- 4 使用者がロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、主務官庁、登録実施機関、その他の第三者が一切

の損害、損失又は責任を負わないようにします。

- 5 使用者は、主務官庁又は登録実施機関から別途要請がある場合は、速やかにロゴマークの使用実態の報告やロゴマークを使用した物の提出等を行う必要があります。
- 6 使用者は、第8条による使用の差止めによりロゴマークを使用した物品を回収することとなった場合、主務官庁、登録実施機関、その他の第三者が差止めに係る一切の損害、損失又は責任を負わないようにします。

(使用の差止め)

第8条 次の各号に該当するロゴマークの使用は禁止します。

- 一 国民の利益を害すると認められる使用
 - 二 法に基づく木材関連事業者の登録制度並びに主務官庁、登録実施機関及び登録木材関連事業者の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる使用
 - 三 法令又は公序良俗に反すると認められる使用
 - 四 木材・木材製品やその包装資材に直接ロゴマークを表示させるなど、特定の木材・木材製品について、伐採の合法性を含む製品の性質、性能、安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させる使用
 - 五 使用者を含む企業、団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させる使用
 - 六 ロゴマーク自体を商品化するような使用
 - 七 特定の思想、宗教、反社会的勢力の活動に利用される恐れがある使用
 - 八 募金活動と結びつけた使用や不当な利益を上げるための使用
 - 九 他の企業・団体や個人の商品・サービスを誹謗中傷する使用
 - 十 ロゴマークの改変等、本規程やロゴガイドライン等に違反したと認められる使用
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、主務官庁及び登録実施機関が使用の継続が不適切と認められる使用
- 2 使用者が前項各号に該当した場合、又は該当している疑いがあると認められる場合は、主務官庁と登録実施機関が協議の上で、使用者に対して、以下各号の措置を順次講ずるとともに、その旨をメール等により通知することとします。
 - 一 是正のための改善要求
 - 二 警告
 - 三 使用の差止め
 - 3 第1項各号の行為を行った結果として、法第21条に規定する「登録の取消し」に該当することが認められる場合には、使用者は登録木材関連事業者についての登録を取り消されることがあります。

(使用の非独占性等)

第 9 条 本規程による使用許可は、ロゴマークのデザインを自己の商標として使用するなど、使用者に対して独占的にロゴマークを使用する権利を与えるものではなく、また、使用者並びに使用者の特定の商品及びサービスについて、主務官庁又は登録実施機関の推奨を行うものでもありません。

(使用に係る経費等)

第 10 条 主務官庁及び登録実施機関は、ロゴマークの使用に当たって生じる使用者に対する経費及び役務を負担しません。

(規程の改定)

第 11 条 本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

2 本規程の改正により使用者に不利益が生じたとしても、主務官庁及び登録実施機関は一切の責任を負いかねます。

(その他)

第 12 条 本規程に定めのない事項については、主務官庁と登録実施機関が必要に応じ協議の上で判断するものとします。